

白岡市税条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

令和4年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、条例改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 第18条の4、第73条の2及び第73条の3関係

不動産登記法の改正により、登記所から市町村に通知される登記済通知書において、住所が明らかになることによって生命又は身体に危害が及ぶおそれがあるとの申出があった旨、また、その者の住所に代わる事項が追加されることに伴い、通知書の記載事項に基づき、対象者の固定資産課税台帳を閲覧に供し又は証明書を交付する場合、総務省令で定める措置を講ずるものとする。

(2) 第33条、第34条の8及び第16条の3関係

上場株式等の配当及び譲渡所得等において、現状、所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能であるところ、所得税において総合課税又は申告分離課税の適用を受ける旨の記載がある確定申告書が提出された場合に限り、総所得金額からこの金額を除外し算定する規定を適用しないこととする。

(3) 第36条の2、第36条の3、第36条の3の2、第36条の3の3、附則第20条の2及び附則第20条の3関係

公的年金等控除額の算出において、個人住民税の他の所得控除と同様に、分離課税される退職所得を含まない合計所得金額を用いるものとする。

また、配偶者等が退職所得を有する場合、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等にその旨を明記する。その他、所要の改正。

(4) 附則第7条の3の2、附則第25条及び附則第26条関係

住宅借入金控除について、控除期間を令和15年度から令和20年度に、対象入居期間（年）を令和3年中から令和7年中までにそれぞれ延長する。

また、所得税から控除しきれなかった額については、所得税の課税総所得金額の5%（最高97,500円）の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものとする。

なお、この措置による減収額については全額国費で補填。

- (5) 第17条の2条関係
参照条文の削除に伴う所要の改正。

3 施行期日及び経過措置等

(1) 施行期日

令和5年1月1日、令和6年1月1日及び民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の3つの施行日を設ける。

(2) 経過措置

納税証明書、市民税及び固定資産税に係る経過措置を設け、改正後の条例の適用関係を明確にする。